富山大学医学会会則

第１条　本会を，富山大学医学会という。
第２条　本会は，富山大学における医学研究の振興に寄与することを目的とし，その使命達成に必要な事業を行う。
　１．学術集会の開催
　２．学会誌の刊行
　３．その他本会の目的達成に必要な事業
第３条　本会は前条の趣旨に賛成するものをもって組織する。
第４条　本会は，北陸医学会の会員となるものとする。
第６条　本会に次の会員をおく。
　１．会　　長　　１　名
　２．副 会 長　　２　名
　３．理　　事　　若干名
　４．監　　事　　若干名
　５．評 議 員　　若干名
　会長は，会務を総理し，会議の議長となる。
　副会長は，庶務・会計・集会・編集の会務を分担する。
　監事は，経理を監査する。
　評議員は，会長の招集を受け，本会の重要事項を審議する。
第７条　役員の任期は２年とし，再任を妨げない。
第８条　役員は，次の方法によって選出する。
　１．会長，副会長，理事及び監事は，評議員の中から互選する。
　２．評議員は，会員中の教授ならびに教室員代表に委嘱する。
　３．役員の改選は３月に行うもものとする。ただし，任期中に欠員を生じた場合は，この限りでない。
第９条　本会の事業年度は，年度制による。
第10条　本会の経費は，会員の会費，寄付金その他の収入をもってあてる。会費は１カ年3,000円とし，事業年度の当初に納入するものとする。
第11条　本会の事業内容ならびに会計については，毎年度の評議会にこれを報告する。
第12条　本会会則の改変には評議員の審議を要し，出席者の過半数の賛成を必要とする。
第13条　本会則の実施に必要な細則は別に定める。

付　　則

この会則は，昭和54年４月１日より実施する。
昭和63年12月３日一部改変。
平成18年９月13日一部改正。